

令和 6 年 1 月 16 日

(照会先)

年金給付部長 岡部 太

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室長 清野 秀明

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへのお知らせ

(現況届等の提出期限の延長等について)

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、令和 6 年厚生労働省告示第 8 号が告示されたこと等にともない、別添のとおりお知らせいたします。

別添: 現況届等の提出期限の延長等について

被災された年金受給権者の皆さまへ

現況届等の提出期限の延長等について

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 現況届、生計維持確認届、障害状態確認届の提出期限に関するお知らせ

次の年金受給権者で、令和 6 年能登半島地震により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和 6 年 6 月 30 日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和 6 年 6 月 30 日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給権者

- ・ 誕生日が 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間にある年金受給権者

○ 対象となる届書

- ・ 現況届
- ・ 生計維持確認届
- ・ 障害状態確認届

2 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、令和 6 年能登半島地震の災害により被災された方は、住宅、家財又はその他の財産について概ね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から、20 歳前障害基礎年金及び特別障害給付金の受給権者等は令和 7 年 9 月分まで、老齢福祉年金の受給権者は令和 7 年 7 月分までの年金をお支払いします。

なお、翌年（令和 7 年 6 月頃）に、その前年（令和 6 年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡ってお支払いを停止しますので、あらかじめご了承ください。

○ 対象となる年金・給付金

- ・ 20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
(年金証書等に記載されている年金コードが2650 又は 6350 等の方)
- ・ 老齢福祉年金の受給権者
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日 午前 8：30～午後 7：00

火～金曜日 午前 8：30～午後 5：15

第 2 土曜日 午前 9：30～午後 4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで相談をお受けします。

「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」

都道府県名	市区町村名
新潟県	新潟市
	長岡市
	三条市
	柏崎市
	加茂市
	見附市
	燕市
	糸魚川市
	妙高市
	五泉市
	上越市
	佐渡市
	南魚沼市
	三島郡出雲崎町
富山県	富山市
	高岡市
	氷見市
	滑川市
	黒部市
	砺波市
	小矢部市
	南砺市
	射水市
	中新川郡舟橋村
	中新川郡上市町
	中新川郡立山町
	下新川郡朝日町

都道府県名	市区町村名
石川県	金沢市
	七尾市
	小松市
	輪島市
	珠洲市
	加賀市
	羽咋市
	かほく市
	白山市
	能美市
	河北郡津幡町
	河北郡内灘町
	羽咋郡志賀町
	羽咋郡宝達志水町
福井県	鹿島郡中能登町
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町
	福井市
	あわら市
	坂井市